平成２９年（フ）第４９０号
仙台市青葉区愛子中央３丁目28番６―641号
債務者　高山　浩美
1　決定年月日時　平成29年８月９日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年10月10日まで
仙台地方裁判所第４民事部破産係

平成２９年（フ）第５３９号
仙台市宮城野区幸町２丁目11番10号　ピープル21―101
債務者　川浪　淳一
1　決定年月日時　平成29年８月９日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年10月10日まで
仙台地方裁判所第４民事部破産係

平成２９年（フ）第２９号
秋田県大館市御成町２丁目16番32号
債務者　佐藤　　匠
1　決定年月日時　平成29年８月10日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年10月10日まで
秋田地方裁判所大館支部

平成２８年（フ）第１８３号
茨城県筑西市藤ケ谷1688番地３
債務者　ヨシダ　マリアン　ガブリエル
1　決定年月日時　平成29年８月８日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年10月10日まで
水戸地方裁判所下妻支部

平成２９年（フ）第１３２号
茨城県常総市東野原766番地20
債務者　齋藤　智子（旧姓村岡）
1　決定年月日時　平成29年８月８日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年10月10日まで
水戸地方裁判所下妻支部

平成２９年（フ）第１３３号
茨城県猿島郡境町1070番地１
債務者　風見　洋平
1　決定年月日時　平成29年８月８日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年10月10日まで
水戸地方裁判所下妻支部

平成２９年（フ）第１３４号
茨城県下妻市新堀１番地５　エキスプレスニイボリＡ203
債務者　作田　　勝
1　決定年月日時　平成29年８月８日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年10月10日まで
水戸地方裁判所下妻支部

平成２９年（フ）第１３６号
茨城県筑西市玉戸1532番地４　雇用促進住宅１―104
債務者　川和　　浩
1　決定年月日時　平成29年８月８日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年10月10日まで
水戸地方裁判所下妻支部

平成２９年（フ）第１３８号
茨城県常総市豊田2098番地２
債務者　ソウザ　アンセルモこと　ソウザ　アンセルモ　カエタノデ
1　決定年月日時　平成29年８月８日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年10月10日まで
水戸地方裁判所下妻支部

平成２９年（フ）第１３９号
茨城県常総市豊田2098番地２
債務者　瀬古アンドレッサこと　セコ　アンドレッサ　レジナ
1　決定年月日時　平成29年８月８日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年10月10日まで
水戸地方裁判所下妻支部

平成２９年（フ）第１４３号
茨城県下妻市半谷1109番地２　カサ・ベルデ202号室
債務者　嶋田　　仁
1　決定年月日時　平成29年８月10日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年10月10日まで
水戸地方裁判所下妻支部

平成２９年（フ）第１４９号
茨城県筑西市小川1391番地235
債務者　板橋あき子
1　決定年月日時　平成29年８月８日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年10月10日まで
水戸地方裁判所下妻支部

平成２９年（フ）第６８号
富山県高岡市上北島223番地　上北島荘７号、前住所富山県高岡市五福町５番25―405号
山内ロッディング
債務者　藤井保夫こと　ヤスオ　フジイ　セルジオ
1　決定年月日時　平成29年８月10日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年10月10日まで
富山地方裁判所高岡支部

平成２９年（フ）第１８９号
山梨県中央市下河東580番地２　中沢ハイツ102
債務者　渡邉　信勝
1　決定年月日時　平成29年８月10日午後４時45分
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年10月10日まで
甲府地方裁判所民事部破産係

平成２９年（フ）第５２号
山梨県大月市初狩町中初狩899番地３
債務者　若野なぎさ
1　決定年月日時　平成29年８月10日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年10月10日まで
甲府地方裁判所都留支部破産係

平成２９年（フ）第１２４号
静岡県富士宮市小泉2252番地の１
債務者　後藤　至弘
1　決定年月日時　平成29年８月10日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年10月10日まで
静岡地方裁判所富士支部